

でガ割でんき〔電灯単独〕

2025年11月1日実施

日本瓦斯株式会社

この供給条件は、当社の電気需給約款〔低圧〕または電気需給約款〔低圧〕（中部エリア）（以下「需給約款」といいます。）と合わせて適用され、当社のホームページ等に掲載します。記載のない事項および用字用語については、需給約款の定めるところによります。

この供給条件と需給約款で異なる定めをした場合は、この供給条件の内容が需給約款に優先するものとします。

1 対象となるお客さま

- (1) 当社は、需給約款およびこの供給条件（以下「需給約款等」といいます。）にもとづき電気の需給契約を締結したうえで、電気を供給いたします。
- (2) この供給条件は、次の地域を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。）に定める接続供給により、当社が低圧で電気を供給するときの供給条件を定めたものです。

イ 東京エリア

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、および静岡県〔富士川以東〕

ロ 中部エリア

静岡県〔富士川以西〕および長野県

- (3) 当社は、次のすべての条件を満たすお客さまで、当社との協議が整ったお客さまにこの供給条件を適用いたします。

- イ 電灯または小型機器を利用され、当該一般送配電事業者が定める託送約款の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となること
- ロ お客さまの需要場所が、当社が都市ガスまたは液化石油ガスを供給可能な区域内であること
- ハ 電磁的方法(情報技術を利用した電子メール等をいいます。)により提供するサービス(当社が指定するものに限ります。)の適用を受けること

2 需給契約の申込み

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款等および託送約款における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約メニュー、供給電気方式、需給地点(電気の需給が行われる地点をいい、託送約款に定める供給地点といたします。)、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

3 使用電力量のお知らせ

当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果を、電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

4 支払義務発生日

- (1) お客様の料金の支払義務は、原則として、託送約款に定める検針日（以下「検針日」といいます。）の翌月に当社が電磁的方法により提供するサービス上で電気料金をお知らせした日に発生いたします。ただし、検針日に検針が行われない等の事情により、当該一般送配電事業者から検針の結果等を検針日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針の結果等を受領した日の翌月に当社が電磁的方法により提供するサービス上で電気料金をお知らせした日といたします。
- (2) 電気需給契約を解約した場合における、前回の電気の計量日から解約日までの電気料金の支払義務発生日は、解約日の翌月に当社が電磁的方法により提供するサービス上で電気料金をお知らせした日といたします。

5 支払期日

- (1) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (2) 支払期日は、原則として、支払義務発生日が属する月の末日といたします。
- (3) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。

6 料金その他の支払方法

料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、支払方法は需給約款 21（料金その他の支払方法）によります。

7 実施細目

この供給条件の実施上必要な細目的事項は、需給約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

附 則

附 則

1 実 施 期 日

この供給条件は、2025 年 11 月 1 日から実施いたします。